

医政地発0522第3号  
令和2年5月22日

一般社団法人 日本蘇生協議会 代表理事 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補の周知について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体の会員に対して当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

(別記団体)

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益社団法人 日本助産師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
公益社団法人 日本臨床工学技士会  
公益財団法人 日本訪問看護振興財団  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本病院会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 国立大学病院長会議  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
一般社団法人 日本医療機器産業連合会  
公益社団法人 日本小児科学会  
公益社団法人 日本麻酔科学会  
一般社団法人 日本小児科医会  
一般社団法人 日本循環器学会  
一般社団法人 日本救急医学会  
一般社団法人 日本臨床救急医学会  
一般社団法人 日本外傷学会  
一般社団法人 日本蘇生協議会  
日本蘇生学会  
独立行政法人 国立病院機構  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
独立行政法人 国立印刷局  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
日本赤十字社  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
全国厚生農業協同組合連合会  
社会福祉法人 北海道社会事業協会  
国家公務員共済組合連合会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
日本介護医療院協会



医政地発0522第1号  
令和2年5月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補及び周知について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法へのCOSTRの適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

上記に基づき、厚生労働省において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を別添のとおり追補することとしました。

貴職におかれては、当該補訂の内容について御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いいたします。また、心肺蘇生法に関する講習・教育を実施する際には、当該追補の内容を反映いただくようお願いいたします。